

中山間地域と都市部等のつながりづくり活動支援企画運営業務委託仕様書

1 業務の名称

中山間地域と都市部等のつながりづくり活動支援企画運営業務（以下、「本業務」という。）

2 業務目的

関係市町と連携し、中山間地域※の暮らしや伝統文化等の維持に関連した課題を抱える集落・団体等で活動する地域実践者（ひろしま里山・チーム500登録者や住民自治組織関係者等）と、その解決に取り組みたい都市部等の人材・企業等（以下「都市部住民等」という。）がつながり、支え合う仕組みを構築し、中山間地域の価値の持続を通じた、持続可能な中山間地域の実現を図る。

※ 中山間地域（広島県中山間地域振興条例第2条第1項の規定により定められた地域）

【全域中山間市町】 府中市、三次市、庄原市、安芸高田市、江田島市、
安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町

【一部中山間市】 広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、東広島市、廿日市市

3 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容等

（1）事業の内容

	内容及び留意事項
①ワークショップの開催	<p>ア 実施目的</p> <ul style="list-style-type: none">中山間地域の地域実践者を対象に、中山間地域の課題（農作業、道路・水路等の普請、祭りの担い手不足等）の解決に継続的に取り組みたい地域外の都市部住民等との連携手法等を学ぶワークショップを開催し、双方がつながり支え合う仕組みの構築を図る。 <p>イ 開催手法等</p> <ul style="list-style-type: none">県と県が指定する関係市町と事前に連携調整し、原則対面により開催することとする。12回以上開催すること。県内を数ブロック（3以上）に分け、1会場につき複数回（2回以上）実施し、各回の異なる内容（後記ウのとおり）が全体で体系的に学ぶことのできるプログラム内容となること。1会場あたりの想定参加者数は20人程度（全体目標参加者数60人以上）とし、全体ファシリテータ及び運営スタッフを必要数配置すること。実施に係る設営準備等を行うこと。 <p>ウ ワークショップの内容（設計・運営）</p> <ul style="list-style-type: none">都市部住民等にとってもメリットを生み出す仕組みを示し、中山間地域との関係性が継続する内容とすること。ワークショップ参加者全体で、今後の活動につながる多様な情報交換や関係性づくりを生み出すことを促す内容とすること。ワークショップに使用する資料については、関係人口と協働した地域づくりの意義等がイメージしやすいよう、効果的なコンテンツを用いた内容とすること。 <p>エ 参加者の募集</p> <ul style="list-style-type: none">関係市町と連携して実施することとし、各種広報媒体（SNSを含む）を活用すること。

	<p>オ ワークショップを通じて組成される連携プログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連携プログラムの目標数は60件以上とすること。併せて、ワークショップ参加者が関係する市町と調整して、プログラムの組成から実施までに必要な伴走支援を行う等、プログラム実施に向けた後押しをすること。 <p>カ アンケートの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ワークショップ参加者の意識等を把握・分析するためのアンケートを行うこと。 <p>キ ワークショップの実施レポートの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取り組む地域が県内に広がるよう、ワークショップ参加者（市町関係者を含む）のほか、ワークショップに参加していない他の住民自治組織関係者や市町関係者等の参考となるレポート（様式任意）を作成（PDFで提出）し、ウェブサイト等において情報発信すること。
<p>②伴走支援等</p>	<p>（中山間地域の地域実践者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組成する連携プログラムは60件以上を設定すること。（再掲） ・ 連携プログラムの実施を推進するため、「中山間地域と都市部等のつながりづくり活動実践者支援事業補助金」を活用した取組（30件程度）への伴走支援や、連携プログラムに関する地域実践者の意識や都市部住民等の地域づくりへの参画意向等を把握・分析するためのアンケート、次年度に向けた改善点の提案等を行うこと。 ・ 別に県が委託する中山間地域と都市部住民等のマッチングポータルサイトとの受託業者とも連携した広報支援を行うこと。 <p>（市町）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連携プログラムに参加する地域住民や都市部住民等の確保に資する市町の取組（都市部住民等との連携に向けた新たな事業や既存事業の拡大）に対する伴走支援を行うとともに、市町の取組に関する地域実践者の意識や都市部住民等の地域づくりへの参画意向等を把握・分析するためのアンケートを行うこと（5市町程度）。 ・ 将来的に、市町が独自につなぎづくりの仕組みを構築し自走できるよう、必要な支援を行うこと。 <p>（都市部の企業・団体等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市部住民等と地域実践者がつながる仕組み構築を効果的に進める観点から、都市部の特定の企業・団体との連携を県が指示する場合には、同企業等と調整の上、必要な伴走支援を行うこと。
<p>特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の進捗状況について、月に1回以上、会議（オンライン会議でも可とする）及び資料（任意様式）にて、報告すること。 ・ 中山間地域の地域資源の維持や地域課題解決に参画する都市部住民等の裾野の拡大に向け、本取組に係る情報発信（WEBサイト含む）を随時行うこと。

（2）業務の体制

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにするとともに、責任者及び事務担当者等の業務所掌範囲についても明らかにすること。

なお、グループ企業体で応募する場合には、以下の受託者代表業務も行うこと。

- 業務の目標達成に向け事業を円滑に進めるため、県との総合的な窓口機能を果たすとともに、構成企業と綿密な連絡・調整を行うこと。
- 委託料の代表請求及び構成員への分配を行うこと。
- 他の構成企業も含めた委託業務全般について、責任を持って履行すること。

5 実績報告

受託者は、業務完了日から15日以内に、報告書（紙媒体（原則A4判両面印刷、縦置き横書き）及び電子データ）を2部（正・副）提出すること。

報告書には、事業目的、概要のほか、目標に対する進捗状況、評価、課題分析、打合議事録等を添

付すること。

6 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

- ① 本業務により得られた効果は原則として県に帰属する。ただし、受託者が従前有する著作物あるいは第三者の著作物については、受託者あるいは第三者に帰属するものとする。
- ② 受託者は本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用にあたり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題などが生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。

(2) 秘密保持

- ① 受託者は、本業務に関し、受託者が県から受領または閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- ② 受託者は、本業務で知り得た県、市町担当者、参加者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

7 再委託等の制限

受託者は、監理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に県と文書をもって協議し、承認を得なければならない。

8 その他

- 受託者は、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、県と連携・調整を図ること。
- 受託者は、本業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合には、直ちに県と協議・調整を行うこと。
- 本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については両者協議の上、これを解決するものとする。